

この電子化された添付文書をよく読んでから使用してください

体外診断用医薬品

製造販売届出番号 13E1X80078000056

血液・尿検査用グルコースキット

アクアオート カイノス GLU-II 試薬

【警告】

ブラリドキシムヨウ化メチルを投与中の患者において、実際の血糖値より高値を示すおそれがあるので、ブラリドキシムヨウ化メチルを投与中の患者における血糖測定値に対する影響について、事前に製造販売業者から情報を入手すること。(ブラリドキシムヨウ化メチルを投与中の患者で、実際の血糖値よりも高値を示すことがあり、その偽高値に基づきインスリン等の血糖降下剤を投与することにより、昏睡等の重篤な低血糖症状があらわれるおそれがある。)

【全般的な注意】

- 本製品は体外診断用医薬品です。これ以外の目的に使用しないでください。
- 診断は他の関連する検査結果や臨床症状などに基づいて総合的に判断してください。
- この電子添文に記載以外の使用方法については保証を致しません。
- 使用する機器の電子添文及び取扱説明書をよく読んでから使用してください。詳細は機器メーカーにお問い合わせください。

【形状・構造等（キットの構成）】

- 反応試液 (I) : (R-1)
ヘキソキナーゼ (HK)
ニコチンアミドアデニンジヌクレオチド (酸化型) (NAD)
グルコース-6-リン酸脱水素酵素 (G-6-PDH)
- 反応試液 (II) : (R-2)
アデノシン-5'-三リン酸二ナトリウム (ATP・2Na)

【使用目的】

血清、血漿又は尿中のグルコースの測定

【測定原理】

- 原理
検体中のグルコースは、アデノシン-5'-三リン酸 (ATP) の存在下で HK の作用によりアデノシン-5'-二リン酸 (ADP) 及びグルコース-6-リン酸 (G-6-P) を生成します。さらに、G-6-P、G-6-PDH 及び NAD との反応によって生成したニコチンアミドアデニンジヌクレオチド (還元型) (NADH) の 340 nm における吸光度の増加を測定し、グルコース濃度を求めます。



2. 特徴

- 1) 基質特異性の高いヘキソキナーゼ及びグルコース-6-リン酸脱水素酵素を用いています。

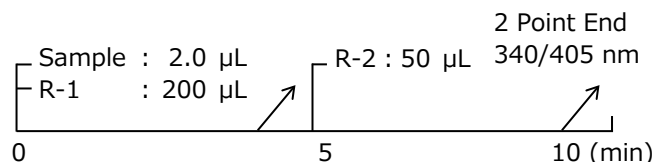
【操作上の注意】

- 測定試料の性質、採取方法
 - 1) 本製品による測定には、検体として血清、血漿又は尿を使用してください。
 - 2) 新鮮な検体を使用してください。
採血は早朝空腹時に行い、採血後は速やかに測定してください。
 - 3) 血清中のグルコースは、室温又は冷蔵保存で1週間、凍結保存で1年間は安定ですが、全血のままでは速やかに減少します^{1), 2)}。
 - 4) 尿中のグルコースは冷蔵保存で1週間安定です¹⁾。
- 妨害物質・妨害薬剤
 - 1) アスコルビン酸 (100 mg/dL まで)、ビリルビン (50 mg/dL まで)、乳び (3000 濁度まで)、溶血ヘモグロビン (500 mg/dL まで)、イントラリボス (5.0% まで) は測定値に影響を与えません。
 - 2) グルタチオン (1000 mg/dL まで)、尿酸 (50 mg/dL まで) は測定値に影響を与えません。
 - 3) 抗凝固剤の EDTA、ヘパリン、クエン酸塩及びフッ化ナトリウムは、通常使用濃度では測定値に影響を与えません。
 - 4) 各種防腐剤は通常使用濃度では測定値に影響を与えません。
- その他
 - 1) 使用前に測定装置を十分洗浄した後、必ずキャリブレーション (ブランク及びスタンダード) を行ってください。
 - 2) 標準液は以下の製品をご使用ください。その他の標準液については営業担当者にお問い合わせください。
CS-2420 : GLU 標準液

【用法・用量（操作方法）】

- 試薬の調製方法
反応試液 (I) : そのまま使用してください。
反応試液 (II) : そのまま使用してください。

2. 標準的操作法



各種ディスクリット方式臨床化学自動分析装置に使用できます。
装置ごとにパラメータを準備していますので、別途ご請求ください。

3. 濃度算出法

$$\text{グルコース濃度 (mg/dL)} = \frac{\text{検体の吸光度}}{\text{標準液の吸光度}} \times \text{標準液の表示値 (mg/dL)}$$

【測定結果の判定法】

1. 参考基準値

- | | |
|------------------------------|---------------|
| 1) 基準範囲 ³⁾ | 73~109 mg/dL |
| 2) 尿中のグルコース濃度 ⁴⁾ | 2~20 mg/dL |
| 3) 尿中のグルコース排泄量 ⁴⁾ | 30~130 mg/day |

2. 判定上の注意

- 1) 基準範囲は様々な要因により変動することがありますので、あらかじめ各施設に適した基準範囲を設定してください。
- 2) 検体の濃度が測定範囲を超える場合は、検体を生理食塩液で希釈して再測定してください。
- 3) 検体により、検体中の目的成分以外の物質との反応や妨害反応を生じることがあります。測定値や測定結果に疑問がある場合は、再検査や希釈再検査、または他の検査方法により確認してください。

【性能】

1. 性能

1) 感度

- ア) 精製水を試料として操作するとき、吸光度は0.100以下。
イ) 200 mg/dLの標準液を試料として操作するとき、吸光度は0.100~0.900。

2) 正確性

既知濃度の管理用検体を測定するとき、既知濃度の90~110%。

3) 同時再現性

同一検体を5回同時に測定するとき、測定値のC.V.は5.0%以下。

4) 測定範囲 (標準的操作法)

0.9~1000 mg/dL

2. 相関性試験成績

1) 血清検体 (x: HK・G-6-PDH法 y: 本製品)

例数 : n = 75
相関係数 : r = 0.999
回帰式 : $y = 0.982x - 0.02$

2) 血漿検体 (x: HK・G-6-PDH法 y: 本製品)

例数 : n = 60
相関係数 : r = 0.999
回帰式 : $y = 0.999x - 0.44$

3) 尿検体 (x: HK・G-6-PDH法 y: 本製品)

例数 : n = 170
相関係数 : r = 0.999
回帰式 : $y = 0.998x + 0.43$

3. 校正用基準物質

JCCRM 521 (ReCCS)

【使用上又は取扱い上の注意】

1. 取扱い上 (危険防止) の注意

- 1) 血清等の検体はHIV、HBV、HCV等の感染の危険性があるものとして取扱いには十分注意してください。また、検体に接触した器具等は検体と同様、感染の危険性のあるものとして取扱ってください。
- 2) 検査にあたっては感染の危険を避けるため使い捨て手袋を着用してください。
- 3) 感染を避けるため、口によるピペティングを行わないでください。
- 4) 本製品にはアジ化ナトリウムが含有されています。誤って目や口に入ったり、皮膚に付着した場合は水で十分に洗い流す等の応急措置を行い、必要があれば医師の手当て等を受けてください。

2. 使用上の注意

- 1) 本製品は凍結を避け、貯蔵方法に従って保存してください。誤って凍結させた試薬は、品質が変化して正しい結果が得られないことがあるので使用しないでください。
- 2) 開封後の反応試液は、蓋をしめて2~10℃で保存してください。開封後の有効期間は1か月間です。
- 3) 反応試液は2種類ありますので、測定時に取り違えないようにしてください。
- 4) ラベルに記載されている使用期限内に使用してください。
- 5) ロットが同じであっても試薬を注ぎ足して使用しないでください。

3. 廃棄上の注意

- 1) 本製品を廃棄する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法等の規定に従って処理してください。
- 2) 検査に使用した器具や試薬等は感染の危険があるものとして適切に処理してください。次亜塩素酸ナトリウム (0.1%以上、1時間以上浸漬)、グルタルアルデヒド溶液 (2%、1時間以上浸漬) による消毒処理又はオートクレーブ (121℃、20分以上) による滅菌処理を行ってください。
- 3) 本製品が漏出又は飛散した場合は、少量のときは吸水紙等で拭き取り、大量のときは水で洗い流してください。
- 4) 本製品にはアジ化ナトリウムが含有されています。アジ化ナトリウムは鉛、銅等と反応して爆発性の高いアジ化金属を形成することがあるので、廃液等は大量の水で流すよう注意してください。
- 5) 本製品の容器等は他の目的に転用しないでください。

【貯蔵方法・有効期間】

1. 保管方法 : 2~10℃
2. 有効期間 : 12ヵ月 (使用期限は容器ラベル及び外箱に表示)

【包装単位】

製品名		管理コード	包装
アクアオート カインス GLU- II 試薬	反応試液 (I)	STF2471	60 mL × 4
	反応試液 (II)	STF2472	15 mL × 4
	反応試液 (I)	STL2470	48 mL } × 2 12 mL }
	反応試液 (II)		

(注) 他の容量の包装については営業担当者にお問い合わせください。

【主要文献】

- 1) 玄番昭夫 : Medical Technology, 13, 3 : 273-278 (1985)
- 2) 日本臨床検査医学会ガイドライン作成委員会 : 臨床検査のガイドライン JSLM2015, 25-30 (2015)
- 3) 日本臨床検査標準協議会 : 共用基準範囲
- 4) 金井正光 : 臨床検査法提要, 35 : 131-133 (2020)

【問い合わせ先】

株式会社カインス 学術部
〒113-0033 東京都文京区本郷 2-38-18
TEL 03 (3816) 4480 FAX 03 (3816) 6544

【製造販売元】

 株式会社 **カインス**
〒113-0033 東京都文京区本郷 2-38-18
TEL 03 (3816) 4485